大雨・台風などの水害に備える

～正しい知識を持ってコロナ禍での避難を考える～

避難情報・警戒レベルとは？

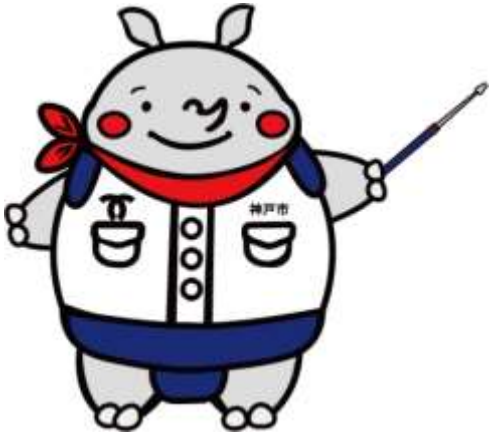

令和３年度

神戸市危機管理室

本日のテーマ

１．風水害の頻発化・激甚化

２．警戒レベルと避難情報とは？

３．「避難」とは？

４．避難情報はどんな形で発信される？

本日のテーマ

1．風水害の頻発化・激甚化

2．警戒レベルと避難情報とは？

3．「避難」とは？

4．避難情報はどんな形で発信される？

近年の災害①

7月：西日本豪雨

総雨量　４６６mm
死者・不明者　0名（人的被害は軽症者1名）

灘区篠原台

山陽電鉄（須磨～垂水）

9月：台風21号

潮位は、第2室戸台風(1961）の2.31m(TP)を超える2.33m(TP)

六甲アイランド

湊小学校前(東川崎町)

高橋川(東灘区深江)

近年の災害②

・令和２年７月豪雨　死者84名
・洪水・土砂災害により、熊本県などに甚大な被害

突発的な豪雨の増加傾向

1時間50ミリ以上の非常に激しい雨が増えている

- 10年あたり、29.2回増加

期間：1976年～2020年

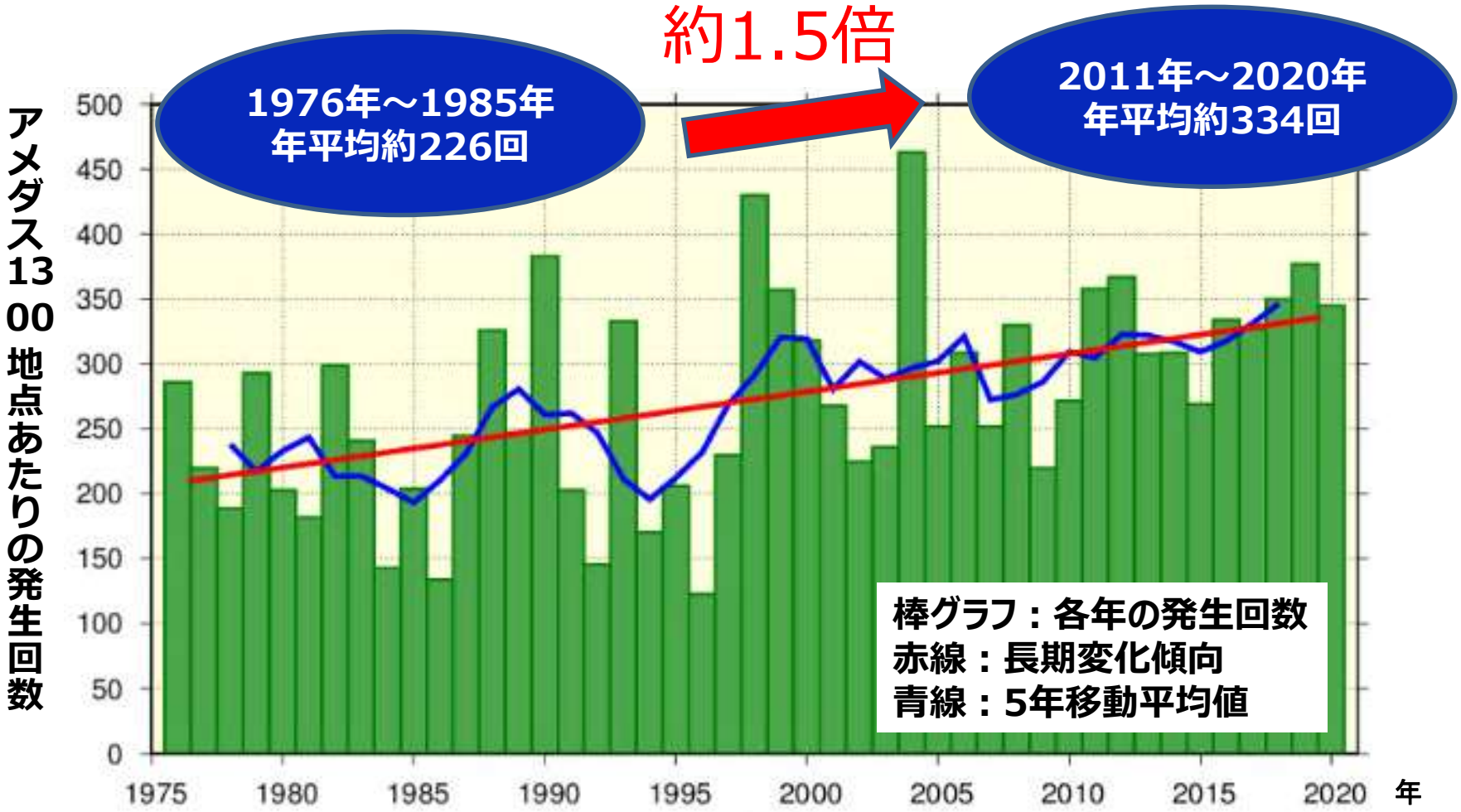

データ元　気象庁

避難情報のガイドライン策定の経緯

(平成17年）避難勧告等のガイドライン策定

　行政からの避難情報（避難勧告など）の発信が伝わらない・伝わっても住民に避難してもらえない、という課題解決のためガイドラインが策定された。

(平成26・27・29年)　　〃　　ガイドライン改定

　東日本大震災・広島市の土砂災害・岩手県の高齢者施設が被災するなどの災害の教訓等を踏まえ改定された。

(平成31年)　　〃　　ガイドライン改定②

　住民自身が「自らの命は自らが守る」意識を持ってもらうため、災害発生の高まりに応じて、住民が的確な避難行動をとれるよう、５段階の**『警戒レベル』が導入**された。

本日のテーマ

1．風水害の頻発化・激甚化

2．警戒レベルと避難情報とは？

3．「避難」とは？

4．避難情報はどんな形で発信される？

警戒レベル・避難情報とは？

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5		緊急安全確保※1（きんきゅうあんぜんかくほ）	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
～～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～～			
4		避難指示※2（ひなんしじ）	•避難指示（緊急） •避難勧告
3		高齢者等避難※3（こうれいしゃとうひなん）	避難準備・高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1		早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

警戒レベル３「高齢者等避難」①

なぜ変わったのか？

警戒レベル　　**新たな避難情報**　　**これまでの避難情報**

○「避難準備」なのか
「高齢者等避難」なのかどちらかが分かりにくかった。

↓

○文字数を少なく、一見して分かるように改定

警戒レベル３「高齢者等避難」②

○発令されるタイミング

・大雨や台風の接近により、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域で、土砂災害や洪水が発生するおそれがある時

○避難する人

・避難に時間のかかる方、その避難を支援する方
（高齢者・障害者・乳幼児など）

○とるべき行動

・避難を開始
・ハザードマップ等を確認し、建物の2階以上で身の安全が確保できる場合は、屋内（土砂災害の場合は山と反対側）に留まることも可能

警戒レベル４「避難指示」①

なぜ変わったのか？

警戒レベル　　**新たな避難情報**　　**これまでの避難情報**

〇同じ警戒レベル４なのに２つ「避難情報」があり、
　分かりにくかった。

〇「避難勧告」で逃げるべきなのに「避難指示(緊急)」が出
　るまで避難しない人が多かった

〇迷うことのないよう、「避難指示」に一本化

警戒レベル４「避難指示」②

○発令されるタイミング

・大雨や台風の接近により、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域で、土砂災害や洪水が発生するおそれが高まっている時

○避難する人

・土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内にいる
・全員

○とるべき行動

・避難を開始
・ハザードマップ等を確認し、建物の2階以上で身の安全が確保できる場合は、屋内（土砂災害の場合は山と反対側）に留まることも可能

警戒レベル５「緊急安全確保」①

なぜ変わったのか？

警戒レベル　　**新たな避難情報**

これまでの避難情報

災害発生情報
（発生を確認したときに発令）

○「災害発生情報」は、住民がどう行動するか分かりにくい
○「災害」が発生してからでないと発令できず、行政が発令しにくかった。

○一目で行動が分かるように名称を変えた。
○災害発生前にも発令できるようにした。

警戒レベル５「緊急安全確保」②

○発令されるタイミング

・大雨や台風により、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域で、
災害が発生又は切迫している時

○緊急安全確保をする人

・土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内の危険な場所にいる人
（既にレベル４までで「屋内安全確保」している人は除きます）

○とるべき行動

・命を守る最善の行動
・今いる場所よりも相対的に安全な場所へすぐに移動

避難行動のイメージ図

警戒レベル3・警戒レベル4の場合

＜洪水等・高潮＞ 浸水しない高い場所へ移動等

②屋内安全確保　①立退き避難

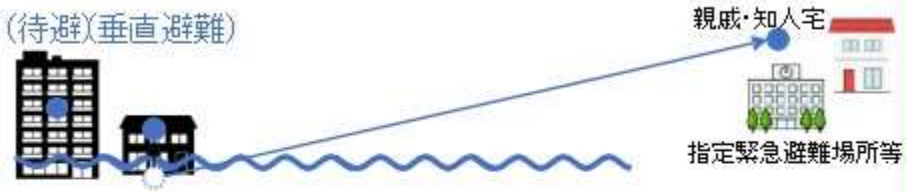

※自宅で安全確保できると自ら判断する場合は屋内安全確保も選択可

＜土砂災害＞ 土砂災害の危険がない場所へ移動

①立退き避難

※土砂災害は立退き避難が原則

丈夫な建物の2階以上で斜面の反対側であれば屋内安全確保も可能

警戒レベル5の場合

＜洪水等・高潮＞ 少しでも高い場所へ移動等

③緊急安全確保

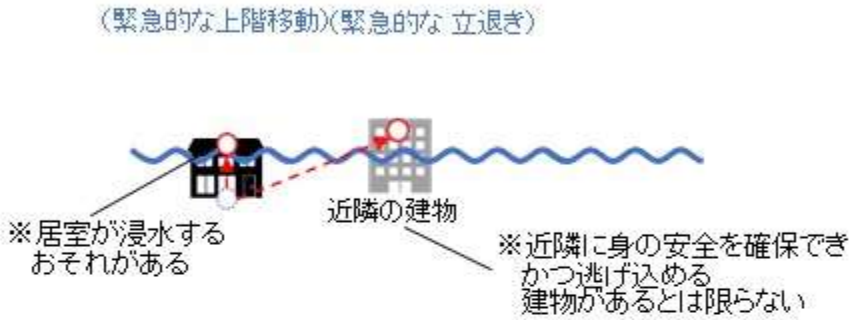

＜土砂災害＞ 少しでも崖から離れた場所へ移動等

③緊急安全確保

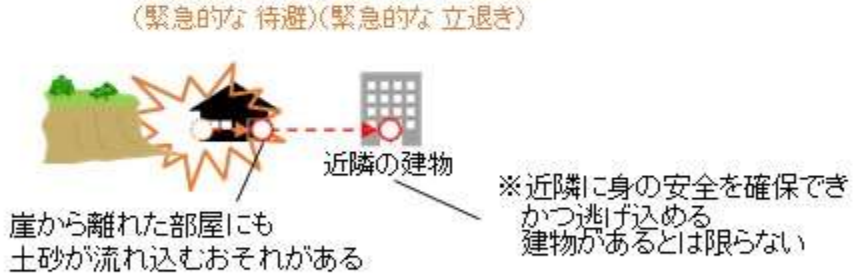

建物の2階以上で斜面の反対側などに移動

凡例
- ○○ 居住者等がその時点でいる場所(危険な場所)
- ●● 安全な場所
- ○ 安全とは限らない、近隣に建物があるとは限らない
- →→ 安全に移動が可能
- --→ 安全に移動できないおそれ

本日のテーマ

1．風水害の頻発化・激甚化

2．警戒レベル・避難情報とは？（R3法改正）

3．「避難」とは？

4．避難情報はどんな形で発信される？

避難とは？？

〇避難は「難」を「避」けること。

〇右の4種類の行動があります。

屋内安全確保ができるか確認

〇さらに下の３つの条件があれば、職場（施設内）で留まって（屋内安全確保）いただいても構いません。

〇水・食料などは最低でも３日分は備蓄しておいてください。

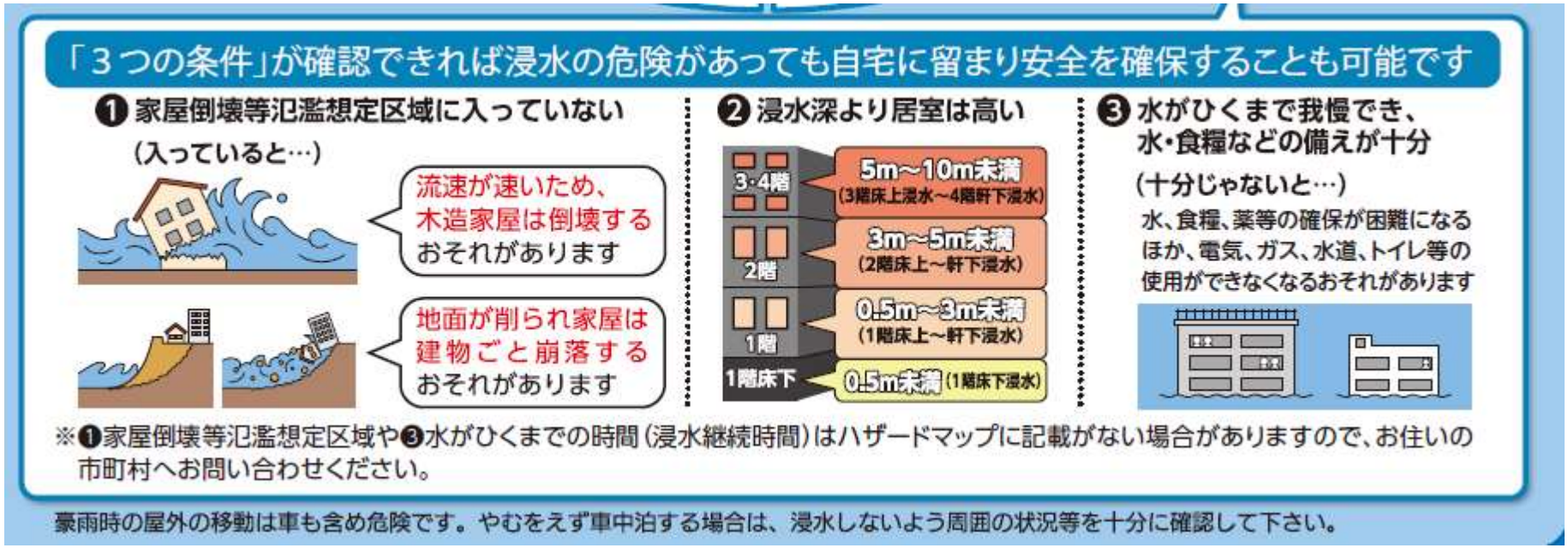

本日のテーマ

1．風水害の頻発化・激甚化

2．警戒レベル・避難情報とは？（R3法改正）

3．「避難」とは？

4．避難情報はどんな形で発信される？

避難情報の入手方法

〇緊急速報メール（エリアメール）

〇テレビ事業者

〇防災行政無線

〇その他（神戸市ホームページ・ひょうご防災ネット・SNS・消防車両パトロール・ラジオ・インターネット事業者等）

講義終了
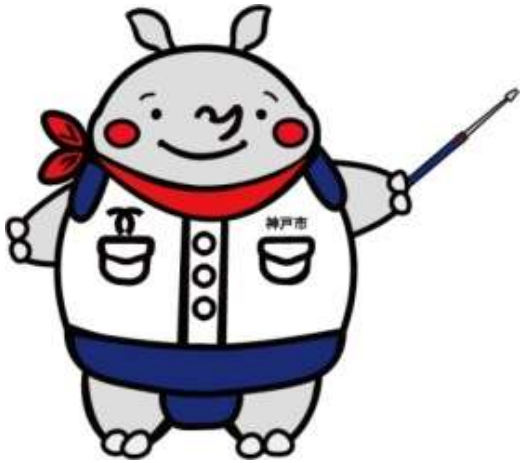
ご清聴ありがとうございました